

60 歳時と変更後給与の比較

下記は 60 歳時の給与と在職老齢年金、高年齢雇用継続給付金が併給された場合の本人手取り比較と、事業所の人件費(給与、法定福利費)の比較です。

60 歳時と変更後給与の比較(試算)

※①給与月額を 60 歳時と比べ約 40%減・賞与年 60 万円とした場合

※②部分年金(報酬比例部分)の年額を 70 万円とした場合

本人手取

項 目		60 歳 到 達 時	変 更 給 与	差 額	備 考	
給 与	給与月額	350,000	229,000	-121,000	①	
	控 除	健康保険	19,890	12,155	-7,735	②
		介護保険	2,718	1,661	-1,057	③
		厚生年金	29,542	18,053	-11,489	④
		基金	0	0	0	⑤
		雇用保険	2,100	1,374	-726	⑥
		社会保険計	54,250	33,243	-21,007	⑦
		所得税	6,390	2,940	-3,450	⑧
		その他控除	0	0	0	⑨
	控除計	60,640	36,183	-24,457	⑩=②~⑨	
差引額	289,360	192,817	-96,543	⑪=①-⑩		
給 年 金	雇用継続給付金	0	21,892	21,892	⑫	
	在職老齢年金	0	89,392	89,392	⑬	
	年金源泉税	0	0	0	⑭	
	差引年金額	0	89,392	89,392	⑮=⑬-⑭	
計	月額手取計	289,360	304,101	14,741	=⑪+⑫+⑮	
	年額手取計	3,951,236	4,148,508	197,272		

給与を「229,000 円」にすると給与の手取りは、60 歳時に比べ「96,543 円」の減少となりますが、高年齢雇用継続給付金が「21,892 円」、在職老齢年金が「89,392 円」発生するため、トータルの手取額としては「14,741 円」の増加となります。年収では「197,272 円」の増加となります。

会社人件費

(賞与は年間の標準賞与額を月額換算、社会保険控除もその賞与分を含んでいます)

項 目		60 歳 到 達 時	変 更 給 与	月額負担差	年間負担差	
人 件 費	給 与	350,000	229,000	-121,000	-1,452,000	
	賞 与	50,000	50,000	0	0	
	法 定 福 利 費	健康保険	22,652	14,917	-7,735	-92,820
		介護保険	3,096	2,039	-1,057	-12,684
		厚生年金	33,645	22,156	-11,489	-137,868
		基金	0	0	0	0
		児童手当拠出金	533	351	-182	-2,148
		雇用保険	3,800	2,650	-1,150	-13,800
		労災保険	1,200	837	-363	-4,356
		その他会社負担	0	0	0	0
人 件 費 計	464,926	321,950	-142,976	-1,715,712		

会社の人件費では、60 歳時の法定福利費を含めた月負担(賞与の 12 分の 1 を含む)は「464,926 円」、変更後の給与では「321,950 円」となり、月額「142,976 円」の負担減、年間では 1,715,712 円の負担減となります。